

ミナミエリア（Ⅵ期）における
自転車等駐車場の管理運営業務受託者募集要項

令和6年7月
大阪市建設局

<目次>

	ページ
1 募集の目的	1
2 募集区分及び既設台数	1
3 事業期間	1
4 運営事業者が行う業務	1
5 事業の基本条件	2
6 納付金	5
7 応募の手続き	5
8 応募手続きに関する事項	6
9 価格提案書の提出及び事業者の決定	8
10 担当	10

◎資料

- 【別添資料 1】 位置図
- 【別添資料 2】 計画図
- 【別添資料 3】 道路上での工事に関する注意事項
- 【別添資料 4】 電気・通信の引き込み調整について
- 【別添資料 5】 公募箇所における埋設企業体との調整について
- 【別添資料 6】 自転車等駐車場オープンまでの基本的な流れ

1 募集の目的

本要項は、大阪市（以下「本市」という。）が、道路上（主に歩道）における自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）の管理運営業務について、業務委託方式により受託していただく事業者を募集するものです。

なお、この募集において、駐輪場内における自転車の駐車に必要な器具並びに管理運営に必要な設備等（以下「駐輪器具等」という。）については、特に記載のない限り、事業者の自己費用と責任において持ち込み、整備していただきます。

2 募集区分及び新設台数

募集区分	新設予定台数	特記事項
ミナミエリア（Ⅵ期）	自転車：209 台	

※記載の自転車の予定台数は維持してください。

3 事業期間

事業実施期間については、令和6年12月1日（予定）から令和11年3月31日までの4年4か月間とします。

上記期間には、駐輪場内への駐輪器具等の設置、撤去に要する手続きや工事の期間を含みます。

なお、道路管理上及び自転車施策上で支障が発生し、本市が必要と認めた場合はこの限りではありません。

また、原則として、事業者が設置した駐輪器具等については、事業実施期間が終了するときに事業者の負担により撤去し、原状回復していただきます。

※事業開始時期については、募集開始時点の時期であり、本市等が行う整備工事の進捗状況により変動しうるものであるため、絶対的なものではなく、あくまで予定であり、事業実施期間開始の基礎として本市が保証するものではありません。供用開始時期等の詳細については、業務受託者として決定した後、本市と協議を行います。

4 運営事業者が行う業務

（1）駐輪場の管理運営

① 駐輪場の管理運営

事業者には、本市が道路管理者から道路法の規定に基づく道路占用許可を受けて道路上（主に歩道）に設置する駐輪場の管理運営業務全般を受託していただきます。

また、事業者には、本市の駐輪場の設置目的について十分理解したうえ、公平かつ適切なサービスを確保する観点から管理運営を行っていただきます。

② 駐輪器具等の設置

事業者は自己の費用と責任において、駐輪場内に自転車等の駐車に必要な駐輪器具等（契約期間使用可能なもの）を持ち込んで設置していただきます。料金看板の主たる色及び電磁ロック式駐輪機器のプラスチックカバー部の色については、景観配慮のためグレー・茶色のいずれかを基調とし、本市の承認を得て設置してください。

また、駐輪器具等のうち、コインポスト（集中精算機対応型を除く）の設置は認めません。

駐輪場の占有権は本市に帰属しており、業務受託者である事業者は本市の占有補助者としての地位しか有していません。この点は、駐輪器具等を搬入し路面に据え付けた後においても同様です。

駐輪器具等の構造、設置箇所及び数量については、業務受託者として決定した後に本市と協議し、承認を得ていただくことになります。

そのため、あらかじめ事業者から提出された内容がそのまま承認されないことがありますので、ご了承ください。

(2) 駐輪場の利用者への対応

事業者には、駐輪場に駐車された自転車を整理する等、利用者の安全を確保していただく必要があります。

また、利用者からの問い合わせやクレーム、駐輪器具等のトラブルについても、事業者の責任において体制を整備し迅速（事案確認後、30分程度）に対応していただきます。さらに、駐輪場には利用方法、利用料金及び注意事項を明記した「利用案内」並びに「利用約款」を必ず利用者に対して分かりやすく表示してください。

なお、駐輪場内における自転車等の盗難防止義務、破損等防止義務について、事業者が負うことは想定していません。したがって、利用者に対して盗難防止義務、破損防止義務を負うか否かは事業者の責任において判断してください。

(3) 巡回員等の研修

事業者には、利用者からの問い合わせやクレーム等に対応するため、接遇、人権、個人情報等様々な研修を行い、巡回員等の育成に取り組んでいただきます。

(4) 危機管理体制の構築

事業者には、あらゆる緊急事態に備えるために、緊急連絡体制や緊急対応マニュアルを作成し、災害時等の対応に備え、災害時等においては、被害の有無や状況等の報告を本市に行っていただきます。

(5) 利用率向上のための取組み

利用者の増加を図るため、利用者ニーズの把握に努め、駐輪場の周知・啓発活動や利用料金の見直し、無料時間帯の延長等の検討・実施に取り組んでください。

精算機については、新500円硬貨・新紙幣対応の精算機を設置すること。なお、利用者の利便性を考慮し、キャッシュレス決済対応に取り組んでください。

(6) サービス向上のための取組み

利用者のサービス向上のため、駐輪場への誘導を目的に満空表示を行ってください。

また、Webのマップ上で駐輪場のリアルタイム満空情報を表示できるシステムを活用するなど、サービス向上に取り組んでください。

(7) 不正駐車対策

事業者は、駐輪場内に不正に駐車されている自転車等に対して、巡回を1日4回以上実施し、適正に駐輪場内を管理するよう対応してください。

事業者は、当該自転車駐車場の周辺において、大阪市放置自転車等啓発指導員制度に加入する等し、月1回以上放置自転車等へのチラシ配布を含めた啓発活動を実施すること。（啓発チラシ100枚/回程度）

なお、啓発活動に必要な届出や費用（チラシの作成費用を含む）は事業者負担とします。

5 事業の基本条件

(1) 道路占用許可条件及び道路使用許可条件の遵守

事業者は、本市が道路管理者から取得する道路占用許可並びに交通管理者から取得する道路使用許可の条件（以下、「道路占用許可条件等」という。）を遵守していただく必要があります。

もし、道路占用許可条件等を遵守されなかった場合は、道路管理者等から許可等が取り消され、結果として、駐輪場の管理運営を維持することができなくなり、事業者との契約も解除せざるを得ない恐れがありますので十分注意してください。

(2) 道路占用許可条件による事業上の制約

① 道路工事等による駐輪場の範囲の変更

本事業は、道路上で行っていただくため、事業期間中に道路管理者の行う道路工事や沿道の事業計画及び土地利用の変更に伴う歩道整備、歩道乗入工事及び埋設企業体（電気、ガス、通信、上下水道）の工事に伴う歩道掘削等が実施される可能性があります。その場合、本事業における駐輪場の位置及び範囲を変更することがあります。

なお、この変更に伴って生じる損失について、設置台数が大幅に減少する場合を除き、全て事業者の負担と

なります。ただし、道路管理者が行う道路工事を除き、駐輪器具等の移設及び撤去等にかかる費用負担については、事業者にて原因者と協議を行うことになります。

② 広告物設置及び飲料等自動販売機設置の禁止

駐輪場内では、駐輪器具等への貼付も含めて広告物の設置及び飲料等自動販売機の設置は一切認めません。

(3) 事業開始前の準備

事業者は、事業の開始に先立ち、本市が承認した提案図面にに基づき、駐輪器具等を設置してください。なお、設置にかかる設置費用は事業者の負担となります。

(4) 事業実施の場所等

「位置図【別添資料1】」で示す本市の指定する箇所内に駐輪器具等を持ち込み、駐輪場の管理運営業務を行っていただきます。

なお、原則として精算機器類の設置も本市の指定する箇所内で提案してください。本市の指定する詳細箇所は、「計画図【別添資料2】」において明記している場所ですので、それをもとに提案図面を作成してください。

また、希望される場合は、「計画図【別添資料2】」（拡張子：pdf）（拡張子：dwg）、をお渡しします。事前連絡のうえ、新品のDVD-R（1枚）並びに返信用封筒（切手貼付）を持参いただくか、「本募集要項P10 10 担当」に記載している住所に送付してください。一週間程度で郵送させていただきます。

(5) 駐輪場の営業日及び営業時間帯の設定

営業日は1月1日から12月31日まで、営業時間は24時間としてください。

なお、駐輪器具等の補修並びに点検の必要が生じ、一時的に駐輪場の営業を休止する場合は、利用者の利便及び交通の支障等を考慮して日程並びに時間を設定し、事前に本市へその内容を連絡してください。

(6) 管理運営方法

駐輪場の管理運営方法は、無人の機械式で自転車の前輪など車体の一部を固定する駐輪器具等によるものとし、利用者対応の方法や施設管理のための巡回、連絡体制の確保に配慮してください。

駐輪場においては、自転車の盗難が想定されるため、犯罪の抑止・未然防止に努めてください。また、精算機については、暗証番号登録（2重ロック）の機能があるものを設置してください。

また、自転車の規格等の都合で自転車の出し入れが困難なケースも想定されるため、自転車の規格によらず使用できる駐輪器具等を設置してください。

(7) 駐輪器具等の配置

駐輪器具等及び電気・通信線の地中配管等の配置については、変更の有無を問わず、既に埋設されている各埋設企業体との調整や電気・通信の手続き等を事業者にて行ってください。

(8) 良好な維持管理

駐輪場内及び駐輪場周辺については、1日4回以上清掃を行い、常に良好な状況を維持してください。

本市が駐輪場の維持管理上、必要と判断した場合は、本市の指示に基づき速やかに清掃を実施していただくことがあります。

また、不法投棄や落書き等に対し、必要に応じて対策を講じてください。粗大ごみの廃棄についても事業者で対応していただきます。

なお、駐輪器具等を設置したことにより、雨水が溜まることのないよう対策を講じてください。

また、駐輪器具等の施設整備・器具備品について、法定点検並びに精密点検や不具合に対する処置など、日常の維持管理を行ってください。

(9) 利用種別及び利用料金の設定

利用種別については、一時利用のみとします。

なお、キャッシュレス決済、プリペイドカード並びに回数券等（以下「回数券等」という。）の提案は可能であり、回数券等には、原則事業終期までの利用期限を明記してください。

料金及び無料時間帯については、事前に本市と協議の上、現地の特性を踏まえて、利用率向上や放置自転車の解消が進むように設定してください。

利用料金については、次に示す金額を上限とします。

自転車：駐車後 24 時間まで最大 150 円

※無料時間帯（30 分以上）は必ず設定してください。

※事業開始後、上記の現状単価を変更する場合は、利用者への十分な周知期間を設けてください。

なお、実施については、事前に本市と協議をし、本市の承認が必要です。

[具体例]

自転車利用で、駐車後 1 時間無料、1 時間を超え 12 時間まで 100 円、12 時間を超え 24 時間まで 150 円、以後 24 時間毎に 150 円という料金設定の場合。

入庫時間	出庫時間	利用料金
午前 7 時	当日午前 7 時 55 分	無料
	当日午後 7 時	100 円
	翌日午前 7 時	150 円
	翌日午前 9 時	300 円

(10) 事業者の収入

駐輪場の利用者が支払う利用料金は、すべて事業者の収入とします。

(11) 事業者の費用負担

事業者は、駐輪器具等の持ち込み、設置工事並びに運営等の事業費、公租公課、応募にかかる費用等、事業を実施するにあたり必要な一切の費用を負担するものとします。

また、業務受託者として決定後、道路占用許可並びに道路使用許可の申請に必要な図面等の書類について、事業者の責任において作成し、その費用負担をしていただきます。

(12) 利用料金収入想定額について

募集区分	利用料金収入想定額（年額）
ミナミエリア（VI期）	11,400 千円

※なお、事業開始時期により開始年度分の利用料金収入想定額の一部が減額になるので注意してください。

(13) 法令等の遵守について

本事業を実施するにあたっては、次の法令等の規定を遵守してください。

- ① 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ② 道路法、道路法施行令ほか道路関連法令
- ③ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関連法令
- ④ 大阪市立有料自転車駐車場条例、大阪市立有料自転車駐車場条例施行規則、大阪市自転車等の駐車適正化に関する条例、大阪市自転車等の駐車適正化に関する条例施行規則
- ⑤ 駐輪場の施設維持・設備保守点検に関する法令等
- ⑥ その他関連法令等

(14) 事業上のリスク負担

資金調達、物価変動、金利変動及び競合施設による利用者減等の本事業実施に伴うリスク負担については、事業者において想定して対応してください。本市として事業上のリスクを負担することはありません。

また、公共工事等に伴って駐輪場の供用スペースが支障となる場合には、本市からの供用休止等の指示に従っていただきます。

(15) 損害賠償等保険への加入

駐輪器具等の持ち込みや、事業運営にあたっては、利用者に損害を与えた場合の第三者責任の履行、本業務における事業者への損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険へ加入してください。なお、契約締結後、保険証書（写し）を提出していただきます。

(16) 契約書について

決定した事業者と本市は、別添の契約書（案）により契約を締結します。なお、契約締結時に契約書（案）に条項を追加・変更する可能性があります。

(17) その他

- ① 利用者からの問い合わせ等に対応できるように、自転車台数を記載したエリアマップを作成すること。
- ② 月次報告書は翌月 10 日までにデータで提出すること。報告書には、駐輪施設の位置図、利用可能台数、利用台数、利用料金、利用率等の月間の集計を記載すること。
- ③ 本市が実施する施策及び事業に積極的に協力すること。
- ④ 地域が実施する啓発活動等に積極的に協力すること。
- ⑤ 地域等から要請がある場合は、地域の自転車等に関する会議に参加すること。

6 納付金

本募集については、本市が設定する最低納付金（事業者決定後公表）以上で、価格提案のあった最高の価格をもって納付金とします。

納付金は、提案のあった価格を原則 18（年 4 回を 4 年 4 か月分）で除した金額を四半期ごとに、本市が指定する方法で、本市の請求に基づき、納付していただきます。なお、供用期間及び支払期限は下表のとおりです。

供用期間	支払期限
第 1 四半期：4 月～6 月	7 月 20 日
第 2 四半期：7 月～9 月	10 月 20 日
第 3 四半期：10 月～12 月	1 月 20 日
第 4 四半期：1 月～3 月	4 月 30 日

なお、本市の責に帰すべき事由で、事業期間及び設置台数に大幅な変更が生じ、利用料金収入が大幅に増減する場合には、別途協議のうえ、改めて納付金の額を定めるものとします。

7 応募の手続き

(1) 募集要項等の配布

令和 6 年 7 月 12 日（金）以降、本市ホームページからダウンロードできます。

(2) 現地見学

本市職員立会いによる現地見学会及び説明会は開催しません。

また、現地の見学にあたっては、工事等の支障とならないよう各自で行ってください。

(3) 質問の受付・回答

質問がある場合は、質問票【様式 7】をメールで送付してください。電話、ファックス、来訪による質問にはお答えできません。

① 受付期間

令和 6 年 7 月 12 日（金）から令和 6 年 7 月 22 日（月）まで

② 送付先

大阪市建設局企画部方面調整課自転車対策担当
la0082@city.osaka.lg.jp

③ 質問への回答

令和 6 年 7 月 31 日（水）（予定）から本市ホームページ＞当該案件情報の「質問の受付・回答」欄に掲載します。

④ その他

質問への回答日に、質問に対する回答の他、伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず内容を確認してください。

(4) 応募申請の受付

応募書類は、次の期間内に提出場所へ持参により提出してください。送付、ファックス、メールによる提出はできません。なお、原則として、提出後に応募書類の変更及び追加はできません。

① 受付期間

令和6年8月6日（火）から令和6年8月13日（火）まで（土・日・祝日を除く開庁日）

午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

※事前に電話連絡の上、来庁してください。

② 提出場所

大阪市建設局企画部方面調整課自転車対策担当（06-6615-6683）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルI TM棟 6階

8 応募手続きに関する事項

(1) 応募資格

駐輪場の管理運營業務受託者応募申請ができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）、もしくは複数の法人等により結成する連合体（以下「連合体」という。）とし、個人での応募はできません。なお、応募する法人等は以下の①の要件を、連合体は②及び③の要件のすべてに該当しなければなりません。

① 応募できる法人等に関する要件

ア 駐輪場の設置及び管理を確実かつ適正に遂行するにたる技術的能力及び管理能力を有し、かつ本市の放置自転車対策事業に貢献し、道路の通行機能確保に寄与することができる法人等であり、自転車等駐車場の管理運営に関する業務実績を有する法人等であること。ただし、履行中のものを除く。（期間が複数年に及ぶ実績の場合は現在履行中であっても、1年以上の期間履行されていれば、実績と認める。）

イ 地方自治法施行令第167条の4に規定している欠格事項に該当していないこと、また、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置や大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

ウ 直近の3年間に於いて、法人税、本店所在地の市町村税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。

エ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年度大阪市条例第10号。以下「暴排条例」という）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

オ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）。

② 連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。

エ 代表法人等が上記①のアの要件を満たすこと。

オ 応募書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

③ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する条件

ア 上記①のイ～オの要件を満たしていること。

イ 各構成団体は同一区分において2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独法人での申請はできない。

(2) 応募申請に必要な書類

頁目	応募書類	様式
1	・自転車等駐車場の管理運営業務受託者応募申請書 指定の様式（連合体は様式1-2）に必要事項を記入すること。	1-1 又は 1-2
2	(連合体のみ) ・連合体の構成団体にかかる委任状 ・連合体結成にかかる協定書またはこれに相当する書類 連合体での申請のみ。連合体の構成員、代表者、出資比率、役割分担及び責任の割合等、組織運営に関する事項等を記載したもの。	2 及び 任意様式
3	・自転車等駐車場の管理運営業務受託者応募にかかる誓約書	3
4	・法人等の概要	4
5	・申請団体役員名簿 法人等において役員と位置付けているもの全員の名簿とする。ただし、法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。	5
6	・役員の履歴書 様式5で提出した名簿全員の履歴書を記載したもの。	任意様式
7	・定款又は寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式
8	・法人の登記事項証明書 最新の状態を反映した応募書類提出日より3か月以内に発行されたもの。	証明書 (写)
9	・印鑑証明書 申請者が登録している印鑑で、提出日において発行から3か月以内のもの。	証明書 (写)
10	・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 納税証明書「その3の3」で提出すること。提出日において発行から3か月以内のもの。	証明書 (写)
11	・法人税等の申告書の写し 直近3年事業年度分。別表1、4、5を提出すること。	証明書 (写)
12	・大阪市の法人市民税の納税証明書 直近3年分。大阪市の納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在における法人市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書を提出すること。提出日において発行から3か月以内のもの。	証明書 (写)
13	・自転車等駐車場管理運営実績	6
14	・提案図面 要項添付の平面図をベースに配置図を作成してください。また、自動精算機器類の位置は利用者の利便性を考慮したものとしてください。 なお、作成していただいた図面は、関係各所との協議要望等により変更となる可能性	任意様式

	があります。	
--	--------	--

(3) 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人等は、自転車等駐車場の管理運営業務受託者となることができません。

- ① 破産者で復権を得ない者
- ② 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- ③ 役員に次の各号に該当する者がいる法人等
 - ア 上記の①に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

(4) 失格事項

次の要件に該当した場合は、価格提案審査の対象から除外します。

- ① 価格提案審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合または必要事項の記載がされていなかった場合
- ③ 本要項に違反または著しく逸脱した場合
- ④ 応募期間内に応募書類等が提出されなかった場合
- ⑤ その他不正行為があった場合

(5) 応募にあたっての注意事項

- ① 応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 原則として、提出した書類の修正は認めません。ただし、本市が補正等を求めた場合についてはこの限りではありません。
- ③ 応募書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ④ 応募に際して必要となる経費は、すべて応募者の負担とします。
- ⑤ 応募書類の著作権は提案した法人等に帰属します。ただし、結果の公表など本市が必要と認める場合には、本市は応募書類の内容を無償で利用できるものとします。
- ⑥ 応募書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ⑦ 応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式 8】を大阪市建設局企画部方面調整課自転車対策担当まで持参して提出してください。

(6) 価格提案書等の交付について

応募申請を受け付けた事業者に対して、受付時に応募資格を確認（以下、応募資格者という。）した後、応募書類と引き換えに価格提案書等をお渡しします。

9 価格提案書の提出及び事業者の決定

(1) 価格提案書の提出及び審査日時

応募資格者は、次の日時により価格提案をしていただきます。

提出：令和 6 年 8 月 23 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時

審査：令和 6 年 8 月 23 日（金） 午後 2 時～

(2) 価格提案書の提出場所

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階 大阪市建設局 入札室

(3) 提出書類等

- ① 価格提案書【本市より交付されたもの】

- ② 委任状【本市より交付されたもの】（代理人により応募しようとする場合）

(4) 価格提案書の投函方法

- ① 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上（写しは不可）、封筒等には入れず四つ折りにし、入札箱に投函してください。

※価格提案書には、必ず実印を押印してください。

- ② 価格提案書の投函は、代理人に行わせることができますが、その際には、必ず委任状を添付してください（ステープラー止め）。なお、代理人の場合は、価格提案書に代理人の印鑑を押印してください。

(5) 応募価格の記載

応募価格は、運営事業期間における納付金の総額を記載してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(7) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切後直ちに応募資格者立会のもとで行います。
- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案書提出時限に遅刻した者は、棄権したものとみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 応募資格がない者が価格提案したもの。
- ② 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。
- ③ 応募申請後に、応募資格を有しなくなった応募資格者が価格提案したもの。
- ④ 同一価格提案について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑤ 同一価格提案について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑥ 同一価格提案について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑦ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑧ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑨ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑩ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 運営事業者の決定

運営事業者の決定は、本市が設定する最低納付金（事業者決定後公表）以上の納付金を提示した者のうち、最も高い金額を提示した者を運営事業者として決定します。

(10) くじによる運営事業者の決定

- ① 最高となるべき同額の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより運営事業者を決定します。
- ② 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、運営事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

運営事業者を決定したときは、その者の事業者名及び応募価格を、運営事業者を決定しないときは、その旨を本市ホームページで公表します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

10 担当

担 当：大阪市建設局企画部方面調整課自転車対策担当

住 所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ビル ITM棟6階

電 話：06-6615-6683

E-mail：la0082@city.osaka.lg.jp